

# 水洗化等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

下水道へ接続するための排水設備工事には、ある程度の資金が必要です。「下水道につなぎたいけど、費用面で心配」という理由で下水道へ接続することをためらっている方も少なくないと思われます。そこで、市では下水道接続にかかる負担を少しでも減らすことができるよう、便所の改造工事等の資金を融資あっせんする「水洗化等改造工事に要する資金の融資あっせん及び利子補給制度」を設けています。

この制度は、80万円を限度に下水道へ接続するための改造資金を取扱金融機関に融資あっせんし、借入金の利子を市が全額負担するもので、実質無利子で融資が受けられる制度です。

## ご利用条件

本制度を利用するには、次の2つの条件を満たす必要があります。

- 下水道が利用できるようになった日から、3年以内※平成32年3月31日まで、「3年」を超えていても、本制度が利用できるようご利用条件を緩和しています。
- 汲取り便所を水洗化する工事若しくは浄化槽を廃止して污水管に接続する工事

## ご利用できる方

利用できる方は次の全てに該当する場合です。

- 一般住宅または事業用建物の所有者の方（法人の建物を除きます）
- 市税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料を滞納していない方
- 融資を受けた資金の返済能力があり確実な連帯保証人のいる方

## ご返済方法と利子補給の時期

融資額	返済期間	利子補給
80万円以内	60か月以内	年2回（4月・10月） 申請者の口座へ振り込み
30万円を超え50万円以内	48か月以内	
30万円以内	36か月以内	

